

それ等は或程度迄交渉に反影があつた事、従つて全然國內の經濟狀勢を無視したのではない事、且英國にとつても事柄は同様であつて抗議は當局に呈出された事を述べ條約の利害の相互的な事を暗に主張してゐるのである。更に條約の反對者より恐るべきものと示されてゐる、英國品の佛蘭西への浸入は久しい以前から一七八六年には完成された事實であつた。何故ならば當時の佛蘭西では英國製と云へば自國品も高く賣れる程の英國心酔の風潮が浸潤し、従つて組織的な密輸入は抵抗すべきもない日常の出來事遂に流行せるは當然であつた。條約の利益の一つは密輸入に對して合法的商業を代置する事であつたとして條約による國境の啓閉も敢へて突如たる英國品の浸入氾濫を起さない事を強調し、次に佛國の工業は既に當時の趣味に適合しなくなつてゐた事を述べてゐる。結局「かゝる狀況の下に於て一七八六—一七八七年の處置が四周の狀況から害を受けたのは、且その危機の責任の中に引き入れられたのは悲しむべき事であつた。とかく人々の空想は今日ですら猶その希望や恐怖を具體化する爲にトリーテムが必要なのである。イーデン條約は眞に此の悲しむべき禮拜物なる一つの案山子であつた……」(p. 281)と條約をかばひ實際には都市の二三の大工場の例を擧げてその衰退も條約以外の原因による事を説き、以て著者の説を傍證してゐる。猶亦在來の諸説の根據となつてゐた本條約に對する「Normandie の商業會議所の觀察」を種々解剖し、當時條約の締結に參畫した Dupont de Nemours の敵手たる Boyetet は政策的見地から煽動して、此の觀察を作成せしめ

たのであり、彼は之により商業會議所の見解を強く政治に反影せしめる事を狙つたものと述べて此の史料は傾向を持つたものである事、従つて此の史料の援用に對する注意を與へてゐる。

要するに著者は條約の影響に關しては極力之を過少に評價し、努めて條約を辯護せんとする立場である、之に對して他日自分の考へを述べて見た。(Une nouvelle interpretation du Traité franco-Anglais de 1786-1787. par Léon Cahen
Revue Historique Tome. CLXXXV 1939) (豊田)

リプアリア法典

久保正幡譯

サリー法典を識るひとはわが國の識者の間にも少くないであらう。然しリプアリア法典が何であるかを知るひとは果してどれだけあるであらうか。それは恐らく法制史研究のみならず、一般にわれわれの歴史知識が常に西洋の學問の、單に表層的な概論知識の送迎の程度のところを廻轉するだけで、學問の深部にとどまつてその底に沈潜するだけの誠實さを缺いてゐる證據だとすればそれは餘りにも心細い話だといはなければならぬ。その中において本書のやうな綿密な仕事に缺々としてなされてゐることにわかれわれはまづ深き敬意を表すべきであらう。

リプアリアはサリーとともにフランクの代表的部族である。クローイス王の時代にサリー族に併合せられてしまつたと雖へ、その不朽の文化的記念物として、サリカ法典と相並んで記憶せら

るべきリブアリア法典を遺してゐる。而もこの法典の重要性は、本書の解説の中にも記されてゐるごとく、一説によれば中世ドイツ法制の根柢としてほむしろサリカ法以上の意義を有するとの見解さへも行はれてゐるものである。總じてローマ法に對しゲルマン法系の歴史的源泉たる蠻夷法 (leges barbarorum) に對する理解を深めることが、今日において一層切實であることは斷るまでもない。殊にローマ法が法理的抽象的であるのに對して、慣習的なる蠻夷法の理解はそれだけに一層歴史的なる理解の態度をわれわれに要求する。同じく蠻夷法の中でもローマ法の影響感化のもとに成文化せられたブルグンド法典や西ゴート法典に比べて、ゲルマン固有法の傳統をば最も純粹に保持したサリカ、リブアリア、兩フランク法典の研究は、この意味において最も重んぜられなければならない。本譯書はその研究的なる譯者の解説とともに、かかる蠻夷法の再認識のための通路を開き、ローマ法研究に對しては不均衡に遅れてゐるわが國のゲルマン法研究を振興して、法制史學の跛行的狀態を是正することとなるであらう。西洋史學の立場においてもまたこれを一つの文化史的業績として、また根本史料の提供として、譯者が拂はれた多大の苦心に深く感謝しなければならぬのみではない。凡そ中世史を研究する者にとつては、法制史は決して法制の歴史といふが如き部分史的立場において傍觀すべきでは斷してない。このことは凡そ多少なりとも中世の研究に携つたひとならば必ず了解するところに違ひないのである。國家の發達してゐない中世において、純政治的現象の不

明瞭なる中世においては、法制史の重要性は恰かも近代における政治史に匹敵する。法制史は中世においては一般史を理解するための基礎的媒介となるものであつて、この媒介なくしては決して中世は理解せられないといつてもよいのである。これまでの卓れた中世史家が、ワイツにしてもフォン・ペローにしても、またフェステル・ド・クルランジュ或はヴィングラドフにしても、いづれも法制史家であり制度史家であつたといふことは決して偶然ではない。かかる意味においては吾々は法制史家の業績に常に依頼すべき位置におかれてゐるのである。

ゲルマン法制史料に對する翻譯事業は單にわが國において等閑に附せられてゐただけに止まらず、リブアリア法典の如きも獨譯佛譯の各一を數へるのみにすぎないといふ。然らばわが國における本書の出現のときはむしろ誇りとしていいであらう。序言によれば譯者は更にサリカ法典の譯出を企圖し、本書はその階梯的順序として成り立つたものであるといふ。私は更に譯者の企圖が速かに實現せられることを期待して止まない次第である。

(弘文堂發行、定價參圓五拾錢)(鈴木)

日本地政學宣言

小 牧 實 繁 著

吾々は長い間ヨーロッパ的なものゝ迷夢に支配されて、それを脱却する事が出来なかつた。地理學に於ても其の例外とはなり得なかつたのである。従來の地理學が、歐米中心の、著しく歪曲